

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

明清時代における壮（チュワン）族土官の漢文化受容について (明清時代壮族史研究 5)

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2015-10-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塚田, 誠之 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/5813

明清時代における壮(チュワン)族土官の漢文化受容について

——明清時代壮族史研究(五)——

塚田誠之

一、序文

中国最大の「少数民族」で広西壮族自治区に集中して居住する壮(チュワン、チワン、Zhuang)族は、歴史上、漢族の影響を不断に受容してきた民族集団として知られる。地域によって程度の違いはあるが、概して壮族文化には漢族的要素が濃厚に見られる。このため、壮族文化の研究に当っては、実地調査を通じての共時的分析のみならず、長期的な時間の枠組を設定し、壮族がどのように漢族の影響を受容しながら文化形成を行って来たのか、という視点から歴史文献を網羅的に使用した研究が不可欠となるのである。

ところで、中国王朝の統治形式を指標として壮族地区を分類すると、中国王朝から「土司」・「土官」に任じられた首長(世襲制)を通じて間接的に統治する形式と、中国王朝の直接統治の形式とに大別される。広西の中でも前者は西部(及び西北部)に、後者は東部に多く見られた。土官が明清時代に漸次撤廃(改土帰流)されて直轄地化される過程を辿ったことや広西中部・東部にも主に明代に小規模な土官が置かれていたことからすると、両者の間に明確な境界線を画定し難いが、しかし長期間土官の支配下にあった地域と早期から直轄地化され

た地域とでは、漢文化の受容の時期や内容において様々な面で相違が発生したのである。そのことは壮族文化の地域差の形成の要因の一つとしての意味を持つのであり、この点からも土官地域を対象とする研究が必須となるのである。

従来、壮族土官に関しては、中国王朝と土官との政治的關係や土官の領内の社会・経済的關係が主要な分析対象とされてきた。しかし、土官とその領民との政治経済的な支配と従属の關係、とりわけ土官が様々な手段によって領民から収奪を行った点が強調される傾向にあった。それは個々の史実の提示という点で学界に寄与したが、土官の統治システムの全体像の明確な把握には至らなかったように思われる。村落の長(寨老、村老)を中核とする村落内社会關係の実態、中間領主であり同時に土官の属官であった土目層の役割、移住漢族の位置付けなど土官領内の社会統合に関する問題、さらに隣接する直轄地からの漢文化の受容など統合における文化の作用の問題が依然として検討課題として残されているのである。

小稿では、明清時代における広西土官の統治システムを全面的に検討する作業の第一歩として、土官による漢文化の受容の問題を取り上げ、土官がいかなる目的で、いかに漢文化を受容し、そしてそれが領民統治上いかなる作用を果たしたのかという点に焦点を当て、文化の諸側面のうち服飾、住居、食文化、婚姻習俗、年中行事を対象として検討することとしたい。

二、服飾

まず、徐弘祖『徐霞客遊記』「粵西遊日記」三・(明末)崇禎十年(一六三七)十二月五日の個所に土官地域の壮族の生活様式に関する

次の記事が見られる。

土人俱架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥处之所託焉。架高五六尺、以巨竹槌開、径尺餘、架与壁落俱用之。爨以方板三四尺、鋪竹架之中、置灰蒸火、以塊石支鍋、而炊鍋之上三四尺、懸一竹筐、日炙稻而舂〔原註…舂用巨木剝為小舟形、空其中、以双杵搗之〕。婦人擔竹筒四枚、汲於溪〔其筒長者四五尺〕。亦有紡与織者〔織亦有扣有綜、第不高而平、婦人跌坐而織、紡亦然〕。男子着木屐〔木片為底、端絆皮二條、交於巨趾間。〔後略。〕〕、婦人則無不跣者。首用白布五六尺盤之、以巨結綴額端為美觀。亦間有用青布・花布者。婦人亦間戴竹絲笠。胸前垂紅絲帶二條者、則酋目之婦也。裙用百駢細縹、間有緊束以便行走、則為大結以負於臀後。土酋・土官多戴氈帽。惟外州人寓彼者、束髮以網、而酋与官俱無焉〔惟向武王振吾戴巾〕。

この記事は徐弘祖が左・右江流域土官地域の旅行（ほぼ二ヶ月間に及んだ）を終えた時点で見聞を整理して記述したものである。これによると、住居は上下兩層に分かれ、下層部に家畜を飼養し、上層部が人間の居住空間となる様式である（周知のように「干闥」と呼ばれる高床式住居である）。それは直径一尺餘もの竹を組んで作られ、一層の高さが五、六尺ほどである（壁や床、牆にも竹が用いられる）。床上に三、四尺ほどの方形の木板を敷き、その上に自然石を据えてイロリとし、そこで炊事が行われる。イロリの上方には竹の火棚が吊される（穀米の乾燥に用いられるという）。竹は家屋の建材として使用されるのみならず、河辺で水汲みをする際の容器など生活用具にも用いられる。服装について、男性は「木屐」（一種のゲタ）を履くが、女性も跣である。頭部に白布を巻き額の端でこれを結ぶ（青色や模様入りの布が用いられることもある）。女性は（外出時に）竹の編笠をかぶ

る。「酋目」すなわち土官やその一族、および土目など支配階級（以下「土官層」と称する）の婦人は胸前に二本の紅い帯（肩掛け）を垂らす。女性のスカートには細かい髪が多く取られている（外出時には裾を束ね臀部で結ぶこともあるという）。一般民がターバンを巻くのに対して土官層は多くの者が「氈帽」（フェルトの帽子）をかぶる。鬘について外地から来て寓居する者（漢人）は束髮（鬘を結う）するが、土官層には披髮（断髮）が多いようであり、漢族的な様式にはなっていない⁽³⁾。

この記事から、当時の土官地域の住居や服装の様式の概略が知られる。なお、土官層の場合、男性の帽子や女性の肩掛け（それは質素であるが、形状は当時中国の統治階層の婦女が礼装に用いた肩掛け「霞岐」を彷彿させる）において一般民との相違が見られたことが指摘されるとともに、それが土官層とその領民とを区別する標識となったことから、領内における土官の地位の維持が目的であったであろうことが推測される。土官層の服装については不鮮明な部分が多いが、この点について高熊徴『鄧雪齋全集』後集一「請正風俗條陳」に次の記事がある。

一。禁土子妻室蛮服。夫衣者、身之章也。妻者、身之配也。士既躬身儒林、必当儀型妻子。思明雖係土司、立学已多年、所輒見土司婦人椎髻・黑齒・跣足・撒鞋、袖大可以搖風、衣則僅蔽乳上、裙雖繫於乳下、長至拖地。俯仰之間、肌肉尽露、在彼土人、固無足怪。（中略。）今縱不能尽变其蛮俗、亦宜首嚴於土人、倘有生員之妻、仍然蛮服、責令学官申報、戒飭示儆。秀才之家既变、則頭目客民、相觀而化不難矣。

康熙二六年（一六八七）頃、思明土府教授（流官）にあった高熊徴が、当地の土官層の風俗を変革すべく广西提督学政陸祚蕃に上した呈文の

一部であるが、そこに当時の土官層の女性の服飾が具体的に記述されている。すなわち、「椎髻」の髻で、齒を黒く染め、既に「撒鞋」（一種のサンダル）を履き、袖口が太く胸元が大きく開く「肌肉尽く露るる」ような大襟の上衣、地を這うほど丈の長いスカートを着用していた。それは当時壮族女性の間で普通に見られた服装であるがゆえに、土官層は「固より怪しむに足る無し」であった。このような服装は、「立学」（府学の創設）の後、土官層の子弟が生員・秀才として「儒林」（科挙エリート）の仲間入りを果たしても変化しなかった。

そして高熊徴が自民族中心主義的な観点からの変革を提唱したのであるが、変革が土官層の首唱によるものではなく中国王朝の側からであることが注目される。なお、ここでは土官（男性）の服装は変革の対象とされておらず、従って漢族統治階層のそれとはさほど隔たっていないように推測される。この点についてさらに、道光『白山司志』九・風俗「服飾」《司冊》に次の主旨の記事がある。

「土人」は青色ないし藍色の衣服を好む。婦女は特に青色を好み、青色の布を頭巾に用いる。丈の短い上衣に細かい襷が取られたスカートを着用する。未婚女性は、さらに銀製の首飾り、「灯笼」形の耳環を付ける。長さ一尺餘もの銀簪を髻に挿すので、ともすれば林木にかかり歩行の障害になる。平時は皆跣であるが、年中行事や慶事・宴会の際には女性は刺繍入りの布靴「花鞋」を履く。

「綾錦綢緞」などは「富紳家」が時には用いることもあるが、僻地の村民には終生それを見ない者もいる。他方、官族（土官一族）の服飾は「悉く漢制の如」きで、男女の冠帽は頗る華美を称せられるほどだが、「純綺之服、金珠之飾」は「大慶賀事」の時に初めて用い、平時は青紗の頭巾を巻き、質素な衣服を着用する⁽⁵⁾。

すなわち清末の白山土巡検司では、土官層はほぼ中国の統治階層同様

の服装になり、壮族の伝統を維持する領民とは顕著な対照が見られるようになっていた。土官層は「純綺」・「綾錦綢緞」の衣服を着用し始めており、それが「富紳家」にも波及しつつあるが、しかし平時には青色のターバンを巻くなど壮族的要素も部分的に保持されている。

なお、ここでは領民は専ら青・藍色の衣服を用いているが、この点について覃桂清の報告によると、忻城土県では領民の白色衣服の着用を禁ずる規定があり、白紙の扇さえも所持することができなかった⁽⁶⁾。「覃 一九九〇：三九—四〇頁」という。さらに「广西壮族自治区」【編】一九八七でも、安平・太平・万承・全茗・茗盈・下雷など多くの土州で白色衣服の着用が土官により禁止されていたこと、その理由として下雷土州ではそれが「高貴な等級の標識」とされていたことが指摘されている。社会的地位に対応する色についての観念が明確に存在し、しかも黄色を皇帝の専有とする当時の中国的通念とは異なっていることが注目されるが、宋代の事例や先の『徐霞客遊記』の記事、さらに一九五〇年代に行われた聞き取り調査に基く「广西壮族自治区」【編】一九八七の右の関係記事が恐らく清末期を対象としていることからすれば、それが土官層に限られるようになったのは清代以降であるように思われる。なお、「广西壮族自治区」【編】一九八七では、各土州で概ね紅色や花模様様の衣服、絹綢や洋布製の衣服、さらに長衫棉袍や「馬褂」（乗馬服）も土官層に専有されるようになった⁽⁷⁾とい

その範囲が拡大される傾向にあった。以上より、清末には帽子や婦人の肩掛け程度であった土官層による衣服の専有が清代以降にはその色、さらに素材・様式に及んだこと、明末清初には土官の婦人の衣服には壮族的要素が濃厚であったが、清代中期以降漢族的な要素が強く見られるようになった（ただし、壮族的要素も部分的に残る）こと、それは土官の地位の維持という点で作

用を果たしたであろうこと、また中国的服装の受容過程において、漢族のもとでも社会階層の相違を意味するものと見做されていた要素（長袍・綢衣）のみならず、漢族の観念（黄色を天子の服色とする）とは異なる要素（白色を高貴の色とする）もまた見られたことが指摘される⁽⁸⁾。

三、住居

次に住居について、前掲の『徐霞客遊記』に干闌式住居が指摘されているが、この様式の住居は広西では壮族地区に特徴的である。既に宋代に關係記事が見られるが、明末清初においてもそれは広範に見られ、（直轄地において）錯綜して居住する壮族と漢人とを区別する指標とされたほどである⁽⁹⁾。

土官地域の具体例について、『徐霞客遊記』の隆安県の個所に、「其村民、始有瓦屋、有檣櫓。邑中始為平居、始以竈爨。与土州截然若分也。」とあり、直轄地（隆安県）の農村では住居は台基を有する土間式平屋住居で、屋根を瓦で葺き、調理にカマドを用いており、先の土官地域の干闌式住居に住み調理にイロリを用いるのとは「截然と分かれる」と記されている。これより、当時、土官地域と直轄地との間に住居やその内部の台所の様式上の相違が生じつつあったことが窺われる。

土官層と領民との住居の相違については、土官といえども一面では中国王朝から任命された地方官であり、その任務から言えば、衙門が相応の威容を備えたであろうことが予測される。この点について康熙『思明府志』三・秩官「公署」所引（嘉靖）《旧志》によると、元代に黄克順が衙門を創設して以来、葺き屋根の建物であったが、明代

中期、宣德年間、土知府黄瑯の代に瓦屋根に変わった。さらに『同書』二・疆域「城池」によると、成化年間、黄瑯の孫、黄道の代に衙門の大規模な改修が実施され、周囲八九四丈・高さ九尺・厚さ六尺の門を持つ府城が建設された。また、太平土州の衙門は「旧くは覆うに苦を以て」したが、宣德年間に「始めて陶泥に易え」、さらに正徳年間に衙門が遷された（嘉靖『广西通志』五一・外夷「土官風流沿革」）。そして『徐霞客遊記』（十月十九日、太平土州の個所）によると、衙門が瓦屋根であったが、他方「数千家が鱗次する」民家はことごとく「茅蓋土牆」であった。万曆『太平府志』三「各土州県」によると、管内の多くの土官が万曆年間までには正堂三間・東西廊各五間・儀門三間・鼓樓三間・土官廨舎二〇五間などという威容を備えるに至っており、建材のみならず建物の構成にも変化が生じたようである。以上から、明初の土官衙門創建の際には民家と大差がなかったが、後に明代中期頃から改築され始め、明末までには民家とは明らかに異なる威容を備えるに至ったであろうことが推測される。さらに清代になると、道光『白山司志』風俗「居処」《司冊》に次の記事がある。

近墟市人家房屋。富者架木覆瓦、四壁或裝木板、或砌土磚火磚、另作雞啼牛圈於宅旁。貧者架木蓋茅、四壁以牛糞和泥塗墜、雞豕与人雜処。其居鄉村者、無論瓦蓋草葺、皆上下兩層、人処其上、牛羊雞豕処其下、名曰欄房、客至亦宿於上、人畜只隔一板。（中略）官族則瓦屋鱗次、墻宇脩整、煥然有中州富官氣象矣。

すなわち、領民の場合、都市近郊の「富者」は屋根が瓦葺きで畜舎を別に持つ土間式であり、「貧者」は茅葺き屋根に干闌式住居である。鄉村では瓦・茅葺き屋根を問わず干闌式「欄房」である。そして官族の場合、「中州の富官」と同様の様式である。この場合、領民の中でも経済的条件に応じた相違が生じており、また「貧者」の家の壁に泥

土などが用いられている。さらに郷村でも瓦葺き屋根が用いられるなど、徐弘祖の時代に比べて変化が見られるが、ともあれ土官層の住居が漢族統治階層のそれと同じ様式になったことが指摘されるであろう。現存の土官衙門として著名な忻城県のそれは「覃 一九九〇・四九頁」や「谷口 一九九一・二三頁」の図を見ると壮観な四合院建築である。⁽¹¹⁾

このように土官は衙門（住居を含む）に明代、とくに中期以降漢族的要素を導入したが、その目的として土官の領内統治という側面にも注意する必要がある。土官は原則的には世襲制であったが、とくに明代においてはしばしば族内での相続争いが発生し、時には他土官をも巻き込んで武力紛争が展開された。先の思明土府の場合、黄道による府城建設の動機となったのは、その祖父黄瑯と父黄鈞とが黄玠（黄瑯の庶兄）らの反乱に遭い殺された事件である。このような軍事上の必要性から、衙門が条件のより良い地に遷されたり、拡張・整備工事が度々行われたのである。⁽¹²⁾ それは土官が動揺した地位を安定させる上でも重要な意義を有したのであろう。なお、土官による民家政策について、民国『雷平県志』三・社会・風俗「居住飲食」に、

在土制時期、所有民房、皆在限制、矮簷泥壁、到处皆然。惟墟市屋、類皆平房、農村則多屬高欄。

とあり、都市住民の住居は軒高が低い土壁の平屋に限られていた（農村の干欄式住居は高さの制約がなかった）。さらに「広西壮族自治区編輯組（編）一九八七」によると、各土州では領民は建材に火磚（レンガ）を用いたり、土官層の住居より高度のある建物が禁止されていた。「覃 一九九〇・四〇頁」でも、県城の民家は軒高七、八尺のものが多く、中には五、六尺ほどしかなく出入の際に頭を低くせねばならないような住居が見られたという。これより土官が民家に制限を加えた事実が明白であるが、しかし規制の対象となったのは都市におけ

る建物の高度や建材など⁽¹³⁾であって、農村の干欄式住居については全く変革がなされていないようである。

以上より、土官は明代以降衙門と住居の建築に漢族的要素を導入し、清代には漢族との相違が見られなくなったこと、その背景には土州として中国王朝の地方行政単位であった事実のみならず、必ずしもその地位が安定していなかった土官にとって領内統治の必要性が存したと、また、民家への制限・禁止が実施されたが、農村の伝統的な干欄式住居はその対象とならなかったであろうことが指摘される。さらに、この政策によって中国的宮殿建築は領内に土官衙門のみとなった点から、住居の面での中国化が土官の権威を維持・強化する作用を果たしたであろうことが推測される。⁽¹⁴⁾

四、食文化

壮族の食文化について、まず『徐霞客遊記』崇禎十年十一月二十九日、都結州「相村」の個所に、魚を細く切って大碗に盛り、ネギと生姜の糸切りを入れ塩・酢をかけた料理「膾」（ナマス）が出されたが、徐弘祖はこれを敢えて食わず、肉を食い酒を飲むのみであったことが記されている。この場合、農村での食事が、都結土州の知州が同行していることから言えば、土官の指令に基き、その地の壮族にとって最高の料理が振る舞われたように思われる。また、『広東新語』一四・食語「鯪膾」によると、粵東（広東）では生の魚を切って蜜酒に浸し、薬味を入れた魚膾が好まれたが、粵西（広西）では甕に入れて長期間漬け込む「魚鯪」が好まれた。女性の嫁入りの際には数十個もの甕を持参するほどで、甘酸く香りの高い魚鯪を作ることのできる嫁は「好婦」とされた（この魚鯪は広東の羅定州でも好まれた）⁽¹⁵⁾という。先の

『徐霞客遊記』の記事と考え合わせると、それらは両広（広東・広西）地域に共通の食品であったように思われる。この場合「魚鮓」の作り方に關しては詳細な記述がないが、恐らく塩・麴とともに甕に入れ、口を密封して漬け込むナレズシの一種であろうと思われる。これについて広西では宋代に既に記載が見られる。¹⁶⁾

次いで、道光『白山司志』・風俗「飲食」《司冊》に次の主旨の記事がある。

「土人」には檳榔を嚼む習慣があり、朝起きるやすぐに嚼む。來客の際にも出して敬意を表す。苦笋の皮を剥いて罈に入れ清水を浸して漬け発酵させたもの（酸笋）や、米汁を飯とともに漬け込む「酸糟」は、「貧富を論ぜず」各戸にあり、また辣椒（トウガラシ）を食事の度に食べる。しかし年中行事や宴会の際には、鶏・アヒル・魚・豚肉を用いるのみで「海味」を知らない。他方、「富紳官族」は時に海味を用いるが、辣椒を好み、珍味が並ぶ食膳でも必ずそれを（調味料として）食べる習慣がある。酒には「单熬」・「双熬」・「三四熬」の区別があり、「富厚家」は「双熬」を飲み來客時に「三四熬」を出す。「貧人」は「单熬」を知るのみで、それを「焼酒」または「水鬼衝」と呼び、その味は水のように「南酒」のように酒精度が低い。「北焼」は司官（土官）のもとに見られるのみである。¹⁷⁾

すなわち、清末の白山土司の土官層（および「富紳」）は、海産物を含む珍味を食べ、北方式の度数の高い焼酎を飲む点で領民と異なるが、調味料にトウガラシを好む点では領民と同じである。¹⁸⁾ なお、領民が嗜好物として檳榔（ピンロウジの実）を嚼む習慣を持つことが記されているが、『同書』の「冠婚」の項（後述）には土官が結納品としてそれを重視することが指摘されている。この点でも土官と領民とは同じ

嗜好性を持っていたと言える。民国『思榮県志』九・雜誌「土官威權」に、土官の夫人が「檳榔と扶留（蕒）」（ピンロンジの実をキンマの葉で包んだもの）を「愛食」し、特定の領民に毎年扶留を納入させていたという記載があり、その傍証となろう（ただし檳榔は必ずしも壮族に独自ではなく、両広地方に共通の嗜好物である）。¹⁹⁾

なお、「广西壮族自治区編輯組」〔編〕一九八七・三三—四六頁〕に、安平土州の田地の分類と農民の負担内容とが記されているが、「民田」に分類された田地には、年中行事の際に農民が土官の衙門へ行きチマキを作る労役を負担するための「煮粽田」があった。また、その田地が「官田」に分類される安平市街の近郊の百沙屯では、毎年旧曆八月一日（中秋節。以下、行事の期日は旧曆で表記）に屯民が蜂の巢を採集して蜂の幼虫を衙門に進貢した（土官が蜂と糯米（モチゴメ）を炒めて食べた）。さらに「官田」の下利屯の場合、正月二十九日に、糯米に混ぜて糍粑（モチ）を作る材料として、艾草（ヨモギ）類を採集して土官衙門に送り、五月三日ないし四日（端午節）には「涼粽」の材料を進貢したという。加えて正月に糯米を土官に進貢する行為は各地で見られた。右の資料は恐らく清末期が対象とされているが、糯米食品に対する嗜好性は早期から壮族（の先民）のもとにあり、そして現在も維持されている。漢族も端午節にチマキを食べるが、糯米に対する嗜好性は壮族の場合ほかに強く、行事食品としても珍重されてきた。土官は「食事毎に魚肉や山海の珍味を大碗に数杯食べ、接客の際には四〇種もの料理を用いる」〔广西壮族自治区編輯組〔編〕一九八七・八〇頁〕が、しかし年中行事の際には一般の壮族同様、伝統的な行事食品を用いたのである。

以上より、とくに清代以降、土官は中国式の飲食物を用いており、その点で統治階層と領民との区別がなされていたこと、しかし同時に

行事の際には壮族に伝統的な糯米食品を食べ、また両広地域に共通するピンロウジヤナレズシ、ナマスなどに対する嗜好性を維持したことが指摘されよう。

五、婚姻習俗

婚姻習俗について、まず道光『白山司志』風俗「冠婚」《司冊》に次の記事がある。

土人、婚姻不用庚帖、但檳榔一楹、戒指一对送、謂之喫。准口行聘、亦以檳榔為重、富厚家以千計。(中略。)其次則酒肉糕餅、總以多為貴。首飾甚簡、惟銀簪・手釧・戒指數事而已。聘金不論多寡、称家有無。迎娶之日、有力家及近墟市者、用四人或二人肩輿、結彩紬於四角、鼓樂導引、爆竹声不絶於道。其貧而居深山鄉僻者、率步行、新婦手張雨蓋、群婦女围而送之。交拜之後、親友围坐飲酒、唱土歌達旦乃散。官族則行六礼、如漢人。惟納采、亦尚檳榔、蓋相沿土俗也。

漢族の婚姻は「六礼」、すなわちほぼ「納采」(正規の結婚申込)、「問名」(庚帖。新婦の八字帖による相性占い)、「納吉」(占いが吉と出て婚約成立、手付金支払)、「納徵」(過礼。婚資の支払)、「請期」(報日。結婚時期の決定)、「親迎」(新郎による当日の嫁迎え、結婚式)の過程を経るとされる。が、右の記事の「土人」(領民)のもとでは、檳榔や指輪の(男方から女方への)贈与が(恐らく結婚申込と手付金支払を兼ねて)行われるのみで、「庚帖」は用いられなかった。婚資も檳榔が主体となり、他に銀製の装身具(首飾り・簪・腕輪・指輪)が贈与されたが、現金の金額は一定せず、その家の財力に応じた額を支払った。婚礼の当日には、「有力家」や墟市の近

辺に居住する者には、新婦が肩輿に乗り、楽隊の先導のもとに爆竹を放ちながら嫁入りするという、漢族の習俗を彷彿させる光景が見られたが、貧しい山地住民は雨傘をさした新婦が多く、婦女に囲まれて歩行して嫁入りし、夫婦が夫家で「交拜」儀礼を行った後に親戚友人たちとともに翌朝まで「围坐して飲酒」し「土歌を唱う」という内容であった。他方、土官層の場合、漢族的「六礼」に沿うが、結納には檳榔を用いたという。

右の記事の領民の婚姻の場合、嫁入りの際に夫方で「交拜」が行われるなど漢族的な要素も部分的に見られるが、他方で嫁入りに同行し婚礼の晩も新婦と行動を共にする婦女(いわゆる姉妹伴)の存在、結婚式の日の(参加者による)対歌の開催などに壮族の独自性が見られる⁽²¹⁾。他方、「有力家」は嫁入り行列に見られるように漢族的要素が強く、さらに土官層に至ってはほぼ漢族的方式が用いられたようである。

なお、ここでは、対歌を通じての配偶者選定、同姓婚、「結婚式」の後新婦が実家に住み初生児の受胎後に夫方に正式に移り住む習俗(不落夫家)、および「持参財」は新婦が受胎後夫家に移る時に支払われること、婿入り婚と嫁取り婚との並行など壮族の伝統的な婚姻習俗については言及されていないが、これらの点について、まず高熊徴『鄂雪齋全集』前掲項に次の記事がある。

一、禁同姓為婚。夫娶婦、不娶同姓、礼文昭昭。買妾不知其姓、尚卜之、何可草草。土司地方、昏娶惟身家年貌是問、不論同姓。以至姪妻其姉、妹婦其弟、瀆倫莫大焉。已往雖不、可救将来、亦当禁止。

すなわち、清初、土官層の間では婚姻は「同姓を論ぜず」、ただ身体・家柄・年齢・容貌のみが問題とされており、それが同一父系リネージに属する近親者の婚姻になるという批判を受けている。この点につい

て民国『思案県志』「土官威權」に「婚嫁は土官と土官自相結婚、不以同姓爲嫌、土官族亦然。」とあり、土官層のもとでは同姓婚が忌避されていなかったことが確認されるところに、通婚範囲が土官層内部に限られていたことが知られる。婚姻が同一階層内で行われていたことについては「廣西壮族自治区編輯組」編「一九八七」に見える各土州の事例がおしなべて指摘するところであり、土官の正妻は必ず他の土官から娶り、その一族（官族）や土目の場合も縁組みは同一階層内で行われ、領民との縁組みは禁じられていた。⁽²²⁾「門当戸対」の原則を貫くことによつて、領民に対する支配力を維持しようとしたのであろうことが想像に難くない。土官層の婚姻の場合、この側面が強いがゆえに、配偶者の選択の際の対歌（うた掛け。歌墟）や不落夫家の習俗は行われなかった（ないし早期に廃れた）ように推測される。先の高熊徴の指摘において同姓婚以外の壮族の伝統的婚姻習俗が批判として挙げられていないことがこの推測を裏付けている。さらに対歌について「廣西壮族自治区編輯組」編「一九八七・四四頁」では、安平土州では毎年二、七月に土官が村落の歌墟に行き、当地の女子と対歌を行つたというが、それは配偶者の選択のためではなく、土官の娯樂的行為である。加えて「覃 一九九〇・一六一頁」に、忻城土県では領民の間に「仔大出家、女大招郎」として、女子を家に留めて婿を取る（男子は他家に婿に行く）習俗が見られたが、土官の場合、漢族同様、婿入りによる継承は行われず、後継の男子がない時には甥・弟などの父系近親者から養取したという。清代に土官は婚姻習俗の上でも既に相当地に漢化していたのである。

なお、「廣西壮族自治区編輯組」編「一九八七・七九頁、一四四頁」によると、土官が他の土官から正妻を娶る時には、土官が自ら官印を持参して嫁迎えに行き、新婦が花轎に乗る時に彼女の首に官印を掛け

る行為が行われたという（「印妻」と称する）。それは嫁を供給する側であり、往々強敵でもあった他の土官に対する政治的行為であるとともに、土官の正妻も政務に参画することが可能な当時の壮族土官の政治体制が恐らく反映されているであろう。⁽²³⁾「印妻」は直轄地には見られない習俗である。

土官は領民の通婚範囲を固定化させるのみならず、婚礼に関して様々な制限を加えた。たとえば「廣西壮族自治区編輯組」編「一九八七・一二〇頁」によると、万承土州では嫁入り時の楽器（ドラ、ラッパ）使用や花嫁の乗る轎の使用が禁じられていた（ただし漢人は別格）。また民国『鳳山県志』三・社会「風俗」にも、「上中等家」を除き、紅色の傘（ないし上部が紅色で縁辺が藍色の傘）、ドラ、爆竹、ラッパ、龍鳳旗の使用が禁じられていた（ただ花轎は許可されていた）ことが記されている。かくて、「豚・羊・鶏・アヒル・鵝鳥一対、白銀三百両などの禮物を備えて、三班六房の人馬をほぼ動員し、親兵・練勇に護衛され、長号、鼓手、三六もの旗（龍鳳虎旗、金鼓令旗、三角旗、蚰公旗など）を掲げ、民伕一、二百人を従え、自身ガラス窓付きの轎に乗る」という豪華な嫁迎え行列「廣西壮族自治区編輯組」編「一九八七・一四四頁」は土官のみの特権であったのである。

このように、土官層は婚姻習俗において漢文化を導入し、領民に対して規制を行うことで漢族的婚姻習俗を専有したのであるが、その場合でも漢族的習俗と完全には同じでなかった。土官は同姓婚を行う外に対歌に参加した（前掲）が、たとえ娯樂に過ぎず、またその際に現地の人夫や酒食、さらに対歌を行う女性を徴発したとしても、壮族の伝統文化に対する土官の欲求が行動の根底にあるように思われる。しかも直轄地ではしばしば対歌の禁止が行われたのに土官が積極的に禁止政策を推進した形跡は見られない。不落夫家についても同様

のことが言えるのであり、むしろ領民の漢化を抑制し、土官層が漢文化を専有することによって、領民に対する支配力を維持しようとしたように思われる。

以上より、婚姻習俗において土官は漢文化を積極的に導入し、清代には相当に漢化したこと、他方領民に対しては様々な制限を加え、通婚範囲を固定化させた（それは土官の地位の維持に作用を果たした）こと、土官層は漢族的婚姻習俗を専有したが、対歌への参加、「印妻」習俗、同姓婚などに現れているように、必ずしも壮族文化を全面的に否定して漢文化に置き替えたわけではなかったことが指摘される。

六、年中行事

最後に年中行事について検討しよう。壮族の年中行事について筆者は先に、その形成過程を主体に検討を行った。そして壮族の行事は、漢族から受容しその内容も漢族的な行事、漢族的要素と固有の（ないし非漢族的）要素とが併存する行事とに分類されること、漢族的要素の広範な存在からすれば壮族の行事の特徴として壮族的・漢族的両要素の複合性が挙げられること、そして広西でも西部・西北部・北部は中部・東部に比較して漢族的行事の受容の時期が遅く浸透度も低いこと、また土官地域では漢族的行事の部分的受容が見られたことを指摘した「塚田 一九九二・一六九―二五一頁」。土官が西部（および北部）に集中していることからすると、行事の面でも他地域より漢化が遅れたことが予測されるが、以下、土官地域における行事について検討しよう。

まず、道光『白山司志』風俗「節令」《司冊》に次の記事がある。

土人、元旦、戴冠躡履、赴隣里親串作賀、謂之拜年。親友具糕粽

鷄黍留飲。親友來、亦挽留酒飯。其餘、上元・上巳・端陽・中秋・重陽各節、皆不知也。所重者、清明・中元二節。清明日、備紙錢・酒肉・羹飯、男携筐、女挈桶、齊赴祖先墳前拜祭。祭罷、席地轟飲、尽醉而帰。凡祭過之墳、皆插青竹一枝、掛長白紙錢、隨風飄漾、一望如荼、謂之挂青。中元、名為鬼節。祭先之餘、墟頭山角、偏焚紙錢、云給野鬼。不焚者、輒有鬼作祟、須召巫禳解。故土人於此節、尤競競焉。官族亦於此二節、祭掃先墓。中元、司官具酒饌・紙錢・紙錠、赴郊外祭孤。族人好善者、購冥資、附而焚之。蓋即州縣祭厲壇之意。其他節令、悉與中州同。

すなわち当時の白山土司では、元旦（春節）、清明節、中元節が行われていたが、上元（元宵節）、三月上巳節、端午節、中秋節、重陽節は行われていなかった。領民は春節に親戚友人と往来し合い「拜年」（年賀の礼）を行い、酒食を以て新年の到来を祝った。清明節には紙錢や酒飯など供物を持参して墓参を行い、祭拜の後、墓前で一家が揃って飲食し、青竹に白く長い紙錢を吊した標識（幡）を墓上に挿した（「挂青」）。中元節には（自宅で）祖先を祭る外、墟市の入口や山陰の地で紙錢を燃やし無縁の孤霊に供えた。民間では正月の外に清明節・中元節が重視されたが、それは土官層のもとも同様であった。彼等は清明節に墓参を行った。中元節には供物や紙錢を用意して郊外に赴き、紙錢や紙錠（元宝）を焼き孤霊に与えたが、それは直轄地において官側が厲壇にて無縁仏を祭る行為を彷彿させるものであったという。

正月の年賀や清明節の墓参は明らかに漢族から受容した行事である。右の記事の清明節の墓参方式（掛青、墓前での飲食）も漢族のそれと同様である。中元節について、期日や祭り方（紙錢の焚化）は漢族から受容したが、恐らく孤霊を畏怖する觀念が漢族の影響を受ける以前

から存在したのために領民が無縁の孤霊に対し殊更に「競競」とし、そして何らかの事情で紙銭を燃やしそねた場合に巫師に依頼して厄祓いの儀礼を挙行したように思われる。なお、行事食品として、ここでも正月のチマキ・モチなど糯米食品が用いられている。これらの点で漢族的要素と壮族的要素との併存が指摘される。

清末の白山土官の場合、清明節に墓参が行われている点では漢化の度合いがやや強いが、他の土官の事例をも見てみよう。正月行事について、「广西壮族自治区編輯組〔編〕一九八七・一〇八一—一一頁、一二〇頁」によると、万承土州では十二月二十九日・三〇日に土官衙門で年末の大掃除が行われ、正月二日までの間領民が労役を提供した。

それに先立ち、土官は村落を巡行し、鶏（去勢鶏）・糯米・果物（柑果）を正月用に進貢させた。正月には土官は各村の「郷老」⁽²⁵⁾から「拜年」の礼を受けたが、郷老はその際に各々鶏一羽・白米十斤を進貢せねばならなかった。農村に住む土目「四姓目家」は、近郊の村人とともに衙門へ行き「舞龍」を催し、土官に対して年賀を行った。安平土州では「广西壮族自治区編輯組〔編〕一九八七・二二頁、三五—三六頁」によると、年末に領民を徴発して衙門の「春聯」の貼り替えをした。正月には各村の「吏目」や領民が土官に叩拝して年賀を行った。土官による徴発が強調されがちであるが、行事に春聯貼り替え、大掃除、年賀、舞龍などの漢族的要素のみならず、糯米食品など壮族的要素も見られることが指摘される。

なお、「广西壮族自治区編輯組〔編〕一九八七・一〇九頁」によると、万承土州では土官が「五節」（立春・端午・中秋・冬至・歳暮）に各村から銭を徴収しており、壮族地区の民間ではさほど普及していなかった立春や冬至の行事が行われていた。万承土州の場合儀礼内容が不明であるが、立春儀礼について思明土府（A）と南丹土州（B）

の場合、次のような主旨の儀礼が行われていた。

（A）立春儀礼は先に行われていなかったが、嘉靖二年（一五二三）督備の主導で初めて土牛と芒神を作った。土牛を府城の東門外に運び、麻豆を投げつけ庖瘡の予防としたり、演劇を開催して土府・属官ともども観賞した。そして翌日土牛を鞭打った。⁽²⁷⁾

（B）二月に土官が吉日を選び通知を発して、領内の属官（哨目・団首・總頭目）を州城に招集する。翌日、文武の各官が儀仗兵を盛大に連れ、隊列を組んで州城の東郊に行く。そこで属官が順に土官に慶賀を叙べ、号砲三発の後衙門に戻る。そこで土官が宴会を開いて属官歓待する。また衙門裏の山上では前日に号砲を放ち、白旗を立てて白鶏・白犬を以て（屠殺して？）祭る。⁽²⁸⁾

（A）は中国王朝側の主導で開始された経緯もあって、中国的「打牛」行事と全く同じ内容である。それは土知府黄澤の代のことであるが、思明府では黄澤の次の土知府黄朝の代にも元宵節の燃灯行事を導入する⁽²⁹⁾など明末期に漢文化の移入が積極的に行われている。それは土官の漢文化に対する憧憬のみならず、「その勢力が弱体で往々土民に駆逐・弑逆される」と指摘された左江流域の土官（思明土府では先述のように相統争いのため土官が被害に遭った）にとつて、「中国の威令を藉りねば地位を保てない」⁽³¹⁾のであったためであり、漢族的行事の忠実な模倣には土官のこうした政治目的が表現されているのである。他方、（B）は漢族のそれとかなり異なる。まず、時期が立春ではなく二月である。また土官と領内の主だった属官や儀仗兵が州城の東郊へ赴くが、土牛を打つ行為はなされない。しかし、土官が属官を率いて東郊に行き、属官が土官に慶賀を叙べ、号砲で合図をし、終了後に土官が衙門にて属官を慰勞するという一連の行為は中国的な立春儀礼を彷彿させるものがある。この場合、土官は中国的行事を受容したが、その

際に本来勸農儀礼である立春行事の中核を成す部分（土牛を鞭打ち農事の開始を告げる）が省略されて、土官の領内統治に重要な作用を果たすであろう部分（属官からの拝賀と彼等に対する慰勞）のみが導入されたと考えられ、土官が現実の政治的必要性に応じて漢族的行事を部分的に（あるいは変更を加えて）受容したものとと思われる。右江流域の土官は強勢を誇り、明末には往々中国王朝の指令に背いた（注30）ほどだが、南丹土州も精兵を擁し「他土司が憚る」ほどの广西屈指の有力土官であった（注31）。漢族的行事の受容が土官の領内統治という政治目的に沿って行われた点では先の思明土官の場合と同様であるが、その受容方式においては（必ずしも左江と右江の相違に問題を一元化できないが）土官の实情に応じた相違が見られたのである。

このように土官が漢族的行事を部分的に、あるいは変更を加えて受容した事例としては他に下雷土州の田植儀礼や霜降節が挙げられる。すなわち前者は、五月に州城郊外の一村にて、まず土官が豚・牛を屠殺して神農を祭り、次に水を満たした盆の中に中国王朝から下賜された印爾を数回浸しその水を田中に注ぐ。他村でも土官層が儀礼的田植えを行ってから村民の田植えが開始されたという〔广西壮族自治区編輯組（編）一九八七・一八五頁〕。時期が立春でなく、またクワ入れではないが、首長が犠牲を捧げて神農を祭り、領民に先んじて儀礼的農耕を行う点で、中国の「藉田」儀礼を彷彿させる。また、印璽を道具立てに用いる点から、土官の正統性が中国王朝の權威を背景に成り立っており、その正統性の再確認という点に儀礼の政治目的があることが推測される。後者の霜降節は、明代に徵発され倭寇鎮圧に戦功を立てた下雷州土官許文英・岑玉音夫妻を記念して行われる祭りで、その廟に参詣したり対歌が三日三晩行われたという〔广西壮族自治区編輯組（編）一九八七・一六六頁〕。中国の霜降節の「軍牙・六轟神」

を祭る行事に比べると、戦争に関係のある神を祭る点では共通性があるが、祭られる対象が実在の土官である点に行事の変形が見られるとともに、対歌の開催に壮族的要素が認められる。壮族的要素の存在について言うと、先の（B）の事例においても、立てられる旗の色が中国式の青色（東の方位の色）ではなく、壮族が高貴の色となす白色（漢族の観念では西の方位の色）である。

壮族的要素が見られる行事としては他に正月末の行事、三月三日の墓参、対歌などが挙げられる。〔广西壮族自治区編輯組（編）一九八七・四一頁〕によると、安平土州の下利屯では正月二十九日に「様愛」（艾草の一種）を採集し土官衙門に進貢したが、それは糞粬を作る材料であり、正月末に野草入りの糞粬を作り正月の終了を祝うのは壮族の習俗である。また、三月三日に土官の墓地へ行き雑役を担当したが、ここでは墓参が清明節ではなく三月三日に行われている（壮族地区では三月三日の墓参がより古い方式である）。さらに四月には、先述のように、土官が村落での対歌に赴いた（太平土州でも二月と七月に土官が対歌に参加している）。土官が立春・端午・中秋・冬至など中国的な行事を行いながら、他方で壮族の伝統的な行事をも行っていたことが確認されよう。⁽³⁴⁾

以上から、土官は漢族的行事を受容したが、他方で糯米食品や正月末の行事、三月三日の墓参、対歌などに壮族的要素も同時に維持していたこと、土官の中でも墓参の期日（清明節に行う処もある）などに地域差が見られたこと、土官は漢族的行事を受容した（思明土府の場合、明末期に積極的に受容した）が、それに際して、そのままの受容と部分的な受容（ないし変更が加えられる）との両方の場合が見られたこと、そしてそれは土官の領内統治という政治目的に応じてなされたこと、それゆえに各土官の实情に応じた方式で受容がなされたであ

ろうことが指摘される。

七、整理

小稿で検討したところを整理すると、まず、土官層はいち早く漢文化を受容し、そして領民に対してはそれを制限することによって漢文化を専有した。土官による専有は、服飾では帽子・婦人の肩掛け（明代）の外、衣服の色や素材・様式（清代）などに及んだ。住居も明初には簡素であったが、明中期以降中国の様式になって行き、また民家（都市部）に対してはこれに制限を加えた。かくて壮大な四合院式の宮殿建築は領内に土官衙門のみとなった。食文化の面でも、とくに清代以降土官が中国の飲食物を用いるようになった。さらに婚姻や年中行事においても（恐らくとくに明代以降に）漢文化の導入が行われた。

このような土官による漢文化の受容の目的として政治的意図が指摘される。土官の地位は中国王朝の権威を背景として成り立っており、明代中期以降、相統争いや土官同士の紛争が頻発し、その地位が動揺するという状況下で領内統治を貫徹するために、領民に対して様々な形で制約を加えることによって自らを領民と区別し、漢文化を自らの権威と権力を主張する標識として用いたのである。年中行事の受容において漢文化の全面的受容のみならず、部分的な受容（ないし変更が加えられる）の両方の場合が見られたが、それは領内統治という政治目的から生じたものであり、受容方式は各土官の実情に応じて一様ではなかった。

このように土官は漢文化を受容したが、しかし壮族の伝統文化をも（部分的であるが）維持した。すなわち衣服の色（白色を貴ぶ）、清代中期以前の時期の婦人の服装、行事食品としての糯米食品、ナレス

シ・ナマス・ピンロウジなど両広地域に共通の食品ないし嗜好品、同姓婚、歌墟への参加、正月末の行事、三月三日の墓参などである。

土官は領民に様々な文化上の統制を加えたが、しかしそれは概ね漢族的要素の制限という点に絞られ、領民の有する壮族の文化伝統それ自体を否定するような政策はとられなかったように思われる。今日、広西部の壮族地区では伝統文化が比較的濃厚に維持されているが、土官の右の政策がそのことに一定の作用を果たしたものと思われる。それは従来の研究においてとかく収奪の側面が強調されがちであった土官のもう一つの側面である。

小稿では文化の諸側面のうち一部を取り上げたのに過ぎない。漢文化の重要な側面に漢字と漢語、およびそれらを用いての教育制度、さらには科挙の問題が挙げられる。また、葬制、祖先と神祇の祭祀儀礼なども検討に値する。さらに、小稿でも、土官層や村落統率者（村老・郷老・寨老）、移住漢人、そして領民など土官領内の様々な社会階層の存在に言及したが、それらの相互関係についての具体的検討が改めて要請される。その場合、社会組織の面での漢族との異同を把握した上で検討が行われるべきであろう。これらは土官の統治システムの把握に必須の課題であり、後日稿を改めて論ずる積もりである。

(注)

(1) 一九九〇年のセンサスによると人口は約一五四九万人で、その九割もが広西壮族自治区に居住する。言語は、中国では「漢蔵語系 壮侗語族 壮傣語支」に属するとされ、南北両方言がある。統一的な民族名称は「壮」だが、「布壮」・「布越伊」・「布土」・「布儂」など二〇以上の自称を持つ下位集団が存在する。前近代の史料では

「撞」・「撞」などと表記される（左・右江流域などでは土著民ないし相対的先住民を指す「土人」と表記される）。

(2) 明清時代の広西西部土官の総数について、「谷口 一九九一…一八一—一九頁」によると、府州峒洞・土巡検司・長官司を含めて計六八あった。うち十六土官が明代に改流などで消滅し、清代にはさらに七土官が改流された。これより明清時代にはば四十餘〜六十餘の土官が当地に存在していたことが判る。

広西西部の土官は一般に規模が小さく、（例外もあるが）四方を山岳に囲まれた盆地（洞）の範囲がその領地に一致する場合が少なくなく、中にはもとは一村落に過ぎなかったもの（道光『白山司志』二「建置」に「草創猶今之村庄・堡砦耳」）さえあった。

なお、「土司」と「土官」とは、厳密に言うると、その官職の行政上の帰属系統などの相違があるが、広西では文官の土知府・土知州・土知県が多数を占めるため、本稿ではこれを「土官」と総称する。

(3) 土官地域の壮族の服飾に関する他史料を見ると、まず雍正『広西通志』九三・諸蛮・蛮疆分隸・「下雷土州」に、「男子裹頭、婦人戴笠。」とあり、『同書』九三「旧城土司」に、「男無頂帽、綿布纏頭。」とある。一般の男性は帽子をかぶらずターバンを巻いていたこと、婦人は笠を用いていたことが確認される（なお、康熙『養利州志』「習尚」に「男子冠帽、貧者尺布裹頭。」とあり、直轄地では富裕な民は帽子をかぶっていた）。

右の記事からはターバンが木綿製であったことが窺われるが、この点、本文で引用した『徐霞客遊記』の記事にも、各家に糸繰り機や平織り式の織機が備えられ、自ら糸を紡ぎ布を織っていたことが指摘されている。さらに、民国『凌雲県志』三・社会・社会問題「衣」に、同治年間以前には婦女が畚地に棉花を植え、自ら糸を紡

いでいた（ただし光緒以降は洋紗が出回った）ことが指摘されている。また、履物について、雍正『広西通志』九三「向武土州」では「草履」を履いていたことが指摘されている（ただし『同書』三二・風俗「古零司」《旧志》には「跣足不履」であったことが記されており、その両方の場合が見られたように思われる）。

なお、鬘について民国『思樂県志』四・風俗・生活「衣」に、土官の統治時期、はじめ男性は「束髮裹幘」で女性は「結髻包巾」であり、清代以降男性に辮髪が行われるようになったことが指摘されている（ただし、嘉慶『広西通志』二七八・諸蛮・撞「宜山県」《県冊》によると、女性でも未婚者は披髪で既婚者は挽髻であった）。

なお、女性の纏足について、「八桂女郎多大足」（況澄『況氏叢書』二六・粵西諸蛮勝跡・紀曾藻「大足謠」）とて広西では纏足の習俗が少なかったが、中には民国『武鳴県志』三・地理「風俗」に、「婦女不纏足、城中富室、間或有之、鄉村則絶無也。」とあるように都市の富豪の間には見られた。なお、土官層の女子の場合については史料的に未詳である。

(4) この記事からは、さらに「客民」（漢人移民）が「頭目」ともに土官に次ぐ社会階層として待遇されていたことが窺われる。

(5)

土人衣尚青。男子間有着藍者、婦女則純青、行路以青布一幅捲於髮上。短衫長裙、裾其寬而褶極細。其着長衫者、則無裙。未嫁女項挂銀圈、耳懸灯笼墜、手無戒指、惟拇指束一銀箍、名曰桶箍。首飾用琴樣、銀簪長尺許、橫貫於髻、出入林木頰側其頭、恐墜碍也。平日皆跣足、遇年節及喜慶宴會、男着襪、女躡花鞋、悉以布為之。而綾錦綢緞、富紳家或間用之。若避遠村民、則有終其身未一觀者。官族服飾、悉如漢制、男冠女冕、頗稱華美、然統綺之服、

金珠之飾、惟有大慶賀事、始用之。常日則青紗裹髻、大衣裁衣、仍敦素云。

狼人則不然。

(6) 『文献通考』三三〇・四裔「西原蛮」所引《桂海虞衡志》に、

(11) 『谷口 一九九一・二二頁』。

「洞酋雖号知州県、多服卑白袍、類里正戸長。」とあり、当時「洞酋」は知州・知県とはいえ、中国の里正・戸長と同様、白色ないし黒色の袍を着用していた。また、『太平寰宇記』一六六・邕州「風俗」に、「鄉村皆戴白頭巾」とあり、白色の頭巾が郷村で広く用いられていた。

(12) 「覃 一九九〇・五〇―五六頁」によると、忻城土県の県治は前後四回移されており、しかも明末万曆年間には相統争いのため城署が灰燼に帰し、清代に大規模な修築が行われている（現存のそれは改修後のものである）。

(7) 「広西壮族自治区」編一九八七・二二―二四頁」によると、安平州では（社会的地位の高い）商人は絹の長袍を着て「小帽」をかぶることが許されており、移住漢人は優遇されていた。

(8) なお、壮族と言えば、五色の糸を用いて刺繡（ないし縫い取り文様）を施した「壮錦」が著名である（たとえば乾隆『慶遠府志』

(13) 万承土州では、家屋の梁・棟に花紋の彫刻を施したりするものも禁じられた。なお、安平土州では土官層以外でも地位のある商人は土レンガの家屋が許されており、太平土州では土官層・漢人を問わず「功名」をもつ科挙エリートであれば火磚の家屋を建てることのできた。また「覃 一九九〇・四〇頁」によると、土官と姻戚関係にある者は一般民よりも軒高のある住居が許された。

一〇・雜類・諸蛮「忻城土県」）。それは女性の上衣の袖口・襟元やスカートの裾を縁取りするのに用いられるが、これに対する禁令は管見の限り史料には見られない。また、女性の銀製裝飾品に対する禁令も行われていないようである。とすれば土官による服飾の制限は必ずしも壮族の伝統を全面的に否定するものではなかったであろうことが推測される。

(9) 『文献通考』「西原蛮」所引《桂海虞衡志》や『嶺外代答』四

(14) なお、壮族の伝統的生活様式では、屋内では食卓やイスを用いず「イロリを囲んで食べ、席地して坐す」（康熙『養利州志』「習尚」）、「飲食するに則ち盤膝（あぐら）で地に就く」（雍正『広西通志』九三「新寧州」）方式であったが、土官の場合は明代には漢族的方式になっていたように想像される。

「居室」に干闥式住居に関する記事がある。『嶺外代答』によると、家屋は竹を編んで作られ、その四壁に泥土を塗らないため、夜間には家内の光が外に漏れ、「一家点火十家光」であったという。

(10) 屈大均『広東新語』七・人語「峯人」

(15) 粵西善為魚鱧、粵東善為魚膾。有宴会、必以切魚生為敬。食必以天晚時、空心為度。每飛霜鏝、泡蜜醪、下薑蕪。無不人人色喜、且餐且笑。其膾也皆以男子、鱧則以婦人。凡女始嫁、其家必以數十黃糖与之。能善為鱧、使甘酸而香可飴口、是為好婦。粵東羅定、所居在山谷中少魚、俗亦尚鱧。

自荔浦至平南、獮与民雜居不可辨。大抵屋居者民、欄居者獮。欄架木為之、上以棲人、下以棲羣畜、名欄房、亦曰高欄、曰麻欄子、

(16) 『嶺外代答』六「老鮓」によると、塩・麴などを混ぜて甕に漬け込み、甕の口の周囲に水を張り密封する。水が減るとつき足す。

数年後、腐ったように表面が白くなる。親族友人間での贈答には必ず酒と「鮓」が用いられるが、とりわけ「老鮓」すなわち長期間漬けたナレズシが好まれたという。

魚の鮓の外、「田 一九三五・八三」によると、同正県では豚肉と糯米の粉を壘に漬け込む「酸肉」が作られたという。

なお、膾については、光緒『新寧州志』二「風俗」、光緒『横州志』二・氣運「風俗」に關係記事が見られる。

(17)

土人曉起、即嚼檳榔。客至不事茗葷、以檳榔為敬。飲食嗜酸辣。

四五月采苦笋、去殼置瓦罈中、以清水浸之、久之味變酸、其氣臭甚、過者掩鼻、土人以為香。以小魚煮之、為食中良品。其笋浸至數年者、治熱病如神、土人猶為珍惜。又有酸糟、乃以米汁浸熟飯為之。二者價廉工省、無論貧富、比戶皆有、而辣椒則尤、每飯不離者。年節宴客、惟用雞鴨魚肉、而不知海味為何物。富紳官族間用之、然珍饈羅列中、亦必佐以辣椒、固其性之所癖。而司地山水極寒、非辛辣之味濟之不可也。(中略)酒有單熬・双熬・三四熬之分、皆沽之於市、其價以次遞增。富厚家恒双熬、待客則用三四熬。貧人第飲、知單熬、名曰燒酒、又名水鬼衝、言其味如水也、淡若南酒。北燒則惟司官有之。

(18)

なお、この記事の「單熬」や「双熬」などと称される酒の製法については史料的に未詳であるが、康熙『西林県志』附「公餘偶吟」

にも「土人所造燒酒、其淡如水、俗呼為單料酒。」とあり、一般民が酒精度数の低い蒸留酒を飲用していたことが確認される。また「酸糟」について、康熙『西林県志』・風俗「閩俗」には「土人以燒酒糟、同牛猪骨及鼠貯甕中、臭腐則味酸、名酸糟。」とあり、酒糟の外に牛や豚の骨を用いて作られている。それは、雍正『広西通

志』九三「下雷土州」に「酸糟作味、不慣食塩。」とあり、調味料として(塩の代用品として)用いられたという。

(19) 『嶺外代答』六「食檳榔」によると、福建から四川・広東・広西では皆、檳榔が生まれ、接客の際にも茶ではなく檳榔を振る舞うのが礼儀とされていた。その食べ方は、檳榔(の種子)を切り刻み、蜆の灰を水で練ったものとともにキンマの葉で包んで噛むというものである。清の納蘭常安『宦遊筆記』三三・広東「檳榔」によると、嶺南(広東・広西)ではそれは「男婦大小を論ぜず」食べられ、「須臾の若きも離す可からざる」ものであった。

(20) 草木灰を水に混ぜて煮て、冷まして飴色になったチマキで、福建・広東など中国南部で端午節の行事食品として好まれる(周達生氏の教示による)。

(21)

乾隆『鎮安府志』一・輿地上・風俗「婚嫁」に、「土民」の婚姻過程に関する次の内容の記事がある。すなわち、①庚帖を得る。

②「雞(鶏)ト」(鶏骨を用いての吉凶占い)、もしくは醸した酒の味が甘いか苦いかで(縁組みの)成否を決定する。③檳榔・烏飯(黒灰色のオコワ)・鶏・酒・豚・牛を以て聘礼とする。④結婚式の当日、新郎が新婦の家に行き新婦の一族と「飲飲」し薄暮に先に戻る。さらに新婦が母や「嫂」に付き添われて夫家に行くが、その際に花轎・楽隊が用いられず、飾り蠟燭がなく、「合登」の礼も行われないという。ここでは、庚帖の交換(①)が行われているが、嫁の決定の際の鶏トなどの行為(②)、婚資の糯米食品(③)などについて検討が必要であるが、少なくとも白山土官の事例とともに壮族による漢族的婚姻儀礼の受容のあり方を物語る史料と言える。(22) ただし、正妻ではなく側室としてなら階層を越えて領民、時に

は奴隷身分の者からも聚ることができた。また、移住漢人（多くは都市に居住する商人）は別格で、たとえば万承土州では「広西壮族自治區編輯組」〔編〕一九八七・一一〇頁〕によると土目との通婚が可能な場合も見られた。

(23) 当時の壮族土官のもとでは、土官が幼少の場合（時には成人後も）、女性が政治に参画することが可能であった。たとえば、黄之雋『唐堂集』一七「土官志」によると、土官が幼少の時、その母ないし祖母が「官祖母某氏」・「官母某氏」として公文書を発し会議に出席し、また自ら兵を率いて他領に進軍することさえあった（成年土官の場合もその正妻「夫人」が時に政堂で夫とともに座し政務をとった）という。幼少の土官に替わって自ら軍隊を率い倭寇を鎮圧した田州の瓦氏夫人はその好例であろう。

(24) 対歌と不落夫家の禁令については、康熙『永淳真志』十・風俗・獮人・（永淳知県）凌森美の按語、楊錫紱『四知堂文集』十八「行政司飭禁唱歌陋俗牌」、策楞（広州將軍暫署兩広総督）「奏為広西獮風俗、女子必有孕再嫁之不良、宜徐々化誨由」（乾隆八年七月十七日、『第一歴史档案館蔵朱批奏摺』「民族事務類」二四七—五）、趙翼『簞曝雜記』三「辺郡風俗」などに記事がある。

(25) 「広西壮族自治區編輯組」〔編〕一九八七・八一—九頁、三二頁〕によると、安平土州では各村に村老が存在したが、それは威望と能力のある老人がなり、村の祭祀活動を主催し、重要な事務を処理し、習慣法に基き村内の紛争を調停し、時には村民を率いて外庄にも対抗した。村老は土官から「郎首」として把握され、徵発徵収の実務をも担当したという。多くの土州の場合、行政機構の末端の村落にこのような両面性を有する村落統率者が存在したのである。

(26) なお、「簞 一九九〇・一五六—一五七頁」によると、土官は

毎年十二月二〇日に（衙門に）「封官印」をし、翌年正月二〇日に「開印」するまでの間は政務を行うことが少なく、領民がこの間自由に賭博、山歌、猜拳、獅子舞・舞龍などの娯楽活動を行うのを許可した（ただし正月二〇日を過ぎると賭博などは許されなかった。

また、舞龍行事の際には先に土官の衙門・祠堂、官族の家に赴き、然る後に街や付近の村で行った）。この点、「広西壮族自治區編輯組」〔編〕一九八七〕でも、太平土州では毎年十二月三〇日から正月十九日まで封印を行い（七九頁）、また安平土州では正月十九日の開印の日に土官が、礼物を携えて来た各村の頭人の参拝を受け、彼等に酒肉を与えろという儀礼を行った（二二頁）。「この日に下利屯の各戸は柴一担を送らねばならなかった（四一頁）」。「正月の政務休止（拜年の礼は除く）は」〔簞 一九九〇・一五六—一五七頁〕が指摘するように、明らかに中国王朝の模倣である。しかし、村老らの参拝を受ける行為に土官の政治目的が表現されていることが指摘される。なお、先の忻城県の事例では領民の娯楽活動について期限を設定して統制しているが、娯楽自体を否定するものではなかったものと思われる。

(27) 康熙『思明府志』一・分野「時令」（嘉靖）《旧志》立春。礼儀本府向未行。嘉靖二年、督備指揮方公震、始教塑土牛作芒神。至期、集耆民、喧鼓案、迎春於東門。人執麻豆洒牛、云消苜蓿之疾。仍扮寿仙之舞、設演春戲、同僚属為宜春之飲。翌日、鞭牛。

(28) 民国『河池県志』二・輿地上・風俗「南丹土州」土官、於二月間、挾吉日出行、伝諭各哨目、各团首、暨土制所設總總頭目。先前一日、齊集州廂。次日、各執其事官、盛陳儀衛、列隊出於東郊。各頭目、以次称賀、随放三排頭火鎗、旋即回署、

土官即設宴款各頭目。其前夕、使人於土署後山上、發号放炮、立白旗一面、以白鷄・白犬祭之。

(29) 康熙『思明府志』「時令」(嘉靖)《旧志》

元宵。(中略)灯火・爆竹稍少。近間、土官知府黃朝、命匠作好灯籠。先二日、集衆喧鼓樂、迎灯於門、掛堂点之。邀僚屬同飲、名為伴灯。各舖門每出一灯。自十二起至二十止送。

(30) 王士性『広志釋』五・西南諸省「広西」

右江土州県、抛險法嚴。土民無如其官何、而官抗国法。左江土州県、官畏国法。然勢弱、往々為土民逐驅弑逆、而官又無如民何。此两江土官之大較也。

(31) 『粵西叢載』二四・広西土官所引(謝肇淛)《百粵風土記》

諸土司、惟田州・泗城最強、南丹次之。(中略。)南丹差小、而兵悍勁敢死、諸司憚之。(中略。)次則東蘭・那地。皆有精兵、其他微小。朝貢不絶。非籍中国威令、無以自存。

(32) なお、道光『白山司志』八・祀廟「雲山寺」に、毎年霜降に司

官が土勇・土民を率いて雲山寺に赴き牛を屠殺して「軍牙六纛之神」を祭ったことが記されている。供儀の有無に相違があろうが、霜降節に中国的な軍旗神祭りが行われる地域も見られたのである。

(33) 「広西壮族自治区編輯組」[編]一九八七・八八頁)によると、

太平土州では三月三日に土官の祖墓の付近の村民は、墓地までの沿道の整備、墓地の除草・掃除、土官が休息し風雨を避けるための蓬帳(テント)掛けなどの準備作業を行わなければならないかった。

(34) なお、道光『広南府志稿』上「風俗」に、

六月初五初九二日、各村寨宰牛、作小年。戸染紅糯米祀神。土司家亦然。

とあるように、村落での行事が土官のもとでも同じ方式で行われる

場合も見られた。白山土官の場合に顕著なように、土州とは言え、もとは村落に過ぎなかった(注2)ことからすると、それは土官が領土を有する首長国を形成し漢族的要素を受容しながらも、一貫して維持されてきた行事であるように思われる。

参考文献(漢籍以外)

広西壮族自治区編輯組[編]

一九八七『広西壮族自治区社会歴史調査(四)』南寧：広西民族出版社

覃桂清

一九九〇『広西忻城土司史話』南寧：広西民族出版社

谷口房男

一九九一「広西における土司制度の一論——とくに忻城県土司衙門

を通して——」東洋大学『アジア・アフリカ文化研究所研

究年報』二六号：一三—三二頁

田曙嵐

一九三五『広西旅行記』広州：中華書局

塚田誠之

一九九二「チュワン族の年中行事に関する史的考察——成立過程を

中心に——」『国立民族学博物館研究報告』一七巻二号：

一六九—二五一頁

付記

本稿で今後の課題として指摘した諸問題のうち、壮族土官の科挙との関わりについて、菊地秀明「明清期、広西チュワン族土官の『漢化』と科挙」『中国——社会と文化』(中国社会文化学会編)が近刊の予定であることを付け加えておきたい。